

「あいち健康プラス」の情報提供に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、県民の健康づくりを支援するアプリ「あいち健康プラス」企業版（以下「アプリ」という。）を利用している企業等（以下「利用企業」という。）からの求めに応じた情報提供について、必要な事項を定めるものとする。

（対象データ）

第2 情報提供の対象データは、次に掲げるものとする。

- （1）アプリの運用に関するもの。
- （2）利用企業に属する利用者の取組情報のうち、別表1に定めるもの。
- （3）利用企業に属する利用者の歩数データのうち、別表2に定めるもの。

（申込手続）

第3 利用企業が情報提供を希望する場合は、「あいち健康プラス」の情報提供に係る申出書（様式）を、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課にメールで送付するものとする。

2 利用企業は、情報提供を希望する期間として1ヶ月単位で最大6ヶ月を指定できるものとする。

3 利用企業は、過去に遡って7ヶ月以上の情報提供を希望する場合は、事前に愛知県と協議するものとする。

（情報提供の方法）

第4 愛知県は、申出書受付日の翌月末までまたは情報提供を希望する月の翌月末までにメールにて情報提供を行うものとする。

（情報提供の頻度）

第5 2回目以降の情報提供については、前回の申出書で指定した期間の情報提供が完了した日以降に申し出ることができるものとする。

（遵守すべき事項）

第6 提供された情報については、「あいち健康プラス利用規約」の規定を遵守して取り扱わなければならない。

（情報提供の終了）

第7 利用企業は、メールにて愛知県に申し出ることにより、情報提供を終了できるものとする。

2 愛知県は、利用企業が次のいずれかに該当する場合、利用企業への通知なく情報提供を終了できるものとする。

- （1）利用企業が「あいち健康プラス利用規約」の規定に違反した場合
- （2）県がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了した場合
- （3）その他情報提供を継続することが適当でないと認められた場合

附 則 この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

別表 1（第 2 条（2）関係）

提供データ項目一覧

項目	男	女	未選択	企業全体
アプリダウンロード数				
まいかカードの発行数				
総健康ポイント数				
アクティブユーザー*数				
アクティブユーザーの平均歩数				
期間における 6,000 歩以上達成者数				
〃 7,000 歩以上達成者数				
〃 8,000 歩以上達成者数				
〃 9,000 歩以上達成者数				
〃 10,000 歩以上達成者数				
各チャレンジの取組者数				
〃 合計取組日数				
〃 平均取組日数				
体重測定の実施者数				
〃 合計実施回数				
〃 平均実施回数				
血圧測定の実施者数				
〃 合計実施回数				
〃 平均実施回数				

*「アクティブユーザー」とは、該当期間のうち 8 割にあたる日数の歩数データが記録されている利用者とする。

別表 2（第 2 条（3）関係）

企業内歩数ランキング（ 月分）

順位	ユーザーID（KID またはログイン ID）	月間歩数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※歩数データの提供は、「1 ヶ月単位」となります。

「あいち健康プラス」の情報提供に係る申出書

令和 年 月 日

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長 殿

＜申出者＞
企 業 名
担 当 者 名
連 絡 先
企 業 コード

「あいち健康プラス」における取組情報等に関する情報提供を受けたいので、「あいち健康プラス」の情報提供に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

提供された情報については、あいち健康プラス利用規約の規定を遵守して取り扱います。

1 対象データ

※情報提供を希望する場合は、「希望する」を□（四角）で囲んでください。

（1）取組情報一覧（別表1）

希望する ・ 希望しない

（2）企業内歩数ランキング（月間歩数）（別表2）

希望する ・ 希望しない

2 情報提供希望期間（最大6ヶ月*）

令和 年 月 から 令和 年 月 までのデータ

*過去に遡って7ヶ月以上の情報提供を希望する場合は、事前に県と協議する必要があります。

※ 申出者の企業・団体における利用者の取組情報等を提供します。

※ 提供データは、企業版申込時に登録いただいたメールアドレスに送信します。

※ 2回目以降の情報提供については、前回の申出書で指定した期間の情報提供が完了した日以降に申し出ることができます。